

## 新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等における性被害防止対策を行うことを目的に、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等)の記録などを行う設備等の購入等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新潟市補助金交付規則(平成16年新潟市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所(法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。)
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認可又は認定を受けた認定こども園
- (3) 地域型保育所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (4) 認可外保育施設 法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を除く。)
- (5) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者
- (6) 地域子育て支援拠点事業 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を市長から指定を受け実施する者
- (7) 病児保育事業 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を市長から指定を受け実施する者

- (8) 児童養護施設 法第41条に規定する児童養護施設
- (9) 児童自立生活援助事業所I型 法第6条の3第1項に基づく届け出を行っている児童自立生活援助事業のうち、児童福祉法施行規則第36条の4の2第1項第1号に規定する事業所（自立援助ホーム）
- (10) 小規模住居型児童養育事業所 法第6条の3第8項に基づく届け出を行っている小規模住居型児童養育事業を実施する事業所（ファミリーホーム）
- (11) 障害児通所支援事業所 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を市長から指定を受け実施する者
- (12) 障害児相談支援事業所 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を市長から指定を受け実施する者
- (13) 保育所等 第1号から第12号に掲げる施設又は事業所
- (14) 法人等 保育所等を運営する事業者  
(申請者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「申請者」という。）は、市内に所在する保育所等を運営する法人等とする。ただし、次に掲げる保育所等は除く。

- (1) 申請時点で市税を滞納している法人等が運営する保育所等
- (2) 申請時点で休止又は廃止している保育所等

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは、申請者としなない。

（補助金の額）

第4条 別表の補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較し少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

2 前項により選定された額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。なお、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの

とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助金交付申請書（様式第1号）及び新潟市税の納税証明書（公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人を除く。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

(2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければ

ばならないこと。

(4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならないこと。

(5) 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について（令和6年1月25日こども家庭庁 こ成総第3号、こ支総第8号）の事項に留意すること。

（検査及び報告）

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に申請者の事務所及び保育所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（申請内容の変更）

第9条 申請者は、申請内容の変更又は中止の申請をするときは、補助金交付変更申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第8条の規定による検査等で補助金の交付決定を受けた者が本要綱に違反したこと、又は虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 前条第2項による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる部分について補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書（様式第6号）に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助金の額の確定の通知を、補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第14条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第6条

により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助基準額	補助対象経費	補助率
1 施設（事業所）当たり 100,000 円  ※放課後児童健全育成事業については、1 支援の単位当たりとする。	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金	3 / 4

※1 対象施設が設備の購入や更新を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

※2 カメラ設置の要否については、保護者や子ども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。

※3 カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。

※4 カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、子どもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

（施設名： ）

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金の申請者としての要件を満たしているため、補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費 円
- 4 交付申請額 円
- 5 補助事業の着手（予定）年月日
- 6 補助事業の完了（予定）年月日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類

別記様式第2号（第6条関係）

第 号の  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金  
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額（不交付の理由）

円

（不交付の理由）

3 交付条件

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称

2 交付申請額 円

3 変更の内容

施設名	変更前	変更後

4 変更の理由

5 変更予定年月日

別記様式第4号（第9条関係）

第 号の  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 既交付決定額 円

3 変更交付決定額 円

4 変更事項

施設名	変更前	変更後

5 変更理由

別記様式第5号（第10条関係）

第 号の  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをいたしましたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定取消額 円
- 4 取消理由

別記様式第6号（第11条関係）

第 号の  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限
- 3 返還理由

別記様式第7号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

（施設名： ）

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額及び実績報告額

交付決定額 円

実績報告額 円

3 補助事業完了年月日

4 情報の公表の状況

5 添付書類

別記様式第8号（第13条関係）

第 号の  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する補助金について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額  | 円 |
| 3 交付確定額 | 円 |